

第 5 次糸魚川市行政改革大綱の策定について

1 策定の趣旨

本市の行政改革は平成 18 年 3 月に最初の行政改革大綱を策定し、効果的、効率的な行財政運営と市民サービスの向上に向けて取組を進めてきた。

令和 4 年 3 月に策定した第 4 次糸魚川市行政改革大綱の計画期間が令和 8 年度で満了となることから、行政改革の取組を引き続き進めていくため、令和 9 年度を初年度とする第 5 次糸魚川市行政改革大綱を策定する。

2 第 4 次行政改革大綱の状況

計画期間：令和 4 年度～令和 8 年度

基本方針	重点項目	推進項目	状況
成果を重視した持続可能な行政経営	(1)効率的で効果的な行政サービス	①行政事務、窓口業務のデジタル化	
		②保育所等の民営化の検討	R 7 完了
		③学校給食調理等業務の民営委託	R 6 完了
		④図書館窓口業務の民営委託	R 4 完了
		⑤公営住宅設備管理の民営委託	R 5 完了
	(2)健全で持続可能な財政運営	①公共施設等の効果的・効率的な管理	
		②第三セクターのあり方の検討	
		③市有財産の有効活用	
		④官民連携による電子地域通貨システムの導入	R 6 完了
		⑤ガス・水道・下水道事業の官民連携の検討	R 6 完了
	(3)人材の育成と職員の意識改革	①組織及び業務実施体制の見直し	
		②職員の資質向上と意識改革	

3 策定の進め方

- (1) 計画期間は令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間とする。
- (2) 糸魚川市行政改革推進委員会において審議する。

4 策定スケジュール

令和 8 年 6 月	行政改革推進委員会：第 4 次大綱の検証・第 5 次大綱案の検討
8 ～11 月	行政改革推進委員会：第 5 次大綱案の審議
12 月	総務文教常任委員会：中間内容について説明
令和 9 年 1 月	パブリックコメント
2 月	行政改革推進委員会：最終答申
3 月	総務文教常任委員会：最終答申内容について説明
	第 5 次糸魚川市行政改革大綱策定